

社会保険等未加入対策について

平成29年10月1日以降発注(公告または指名通知)の案件について、社会保険等の未加入対策を強化します。

(未加入対策の対象を2次下請以下すべての下請業者に拡大、受注者(元請業者)の工事成績評定の減点等)

下請業者(2次以下含む)が未加入であった場合、その旨を施工体制台帳提出時に監督員に報告してください。

社会保険等の加入状況の報告について、虚偽、錯誤等があった場合、受注者(元請業者)に対し、指名停止等を含む厳しい措置をとることがありますので、十分に注意し、遅滞なく、正確に報告してください。

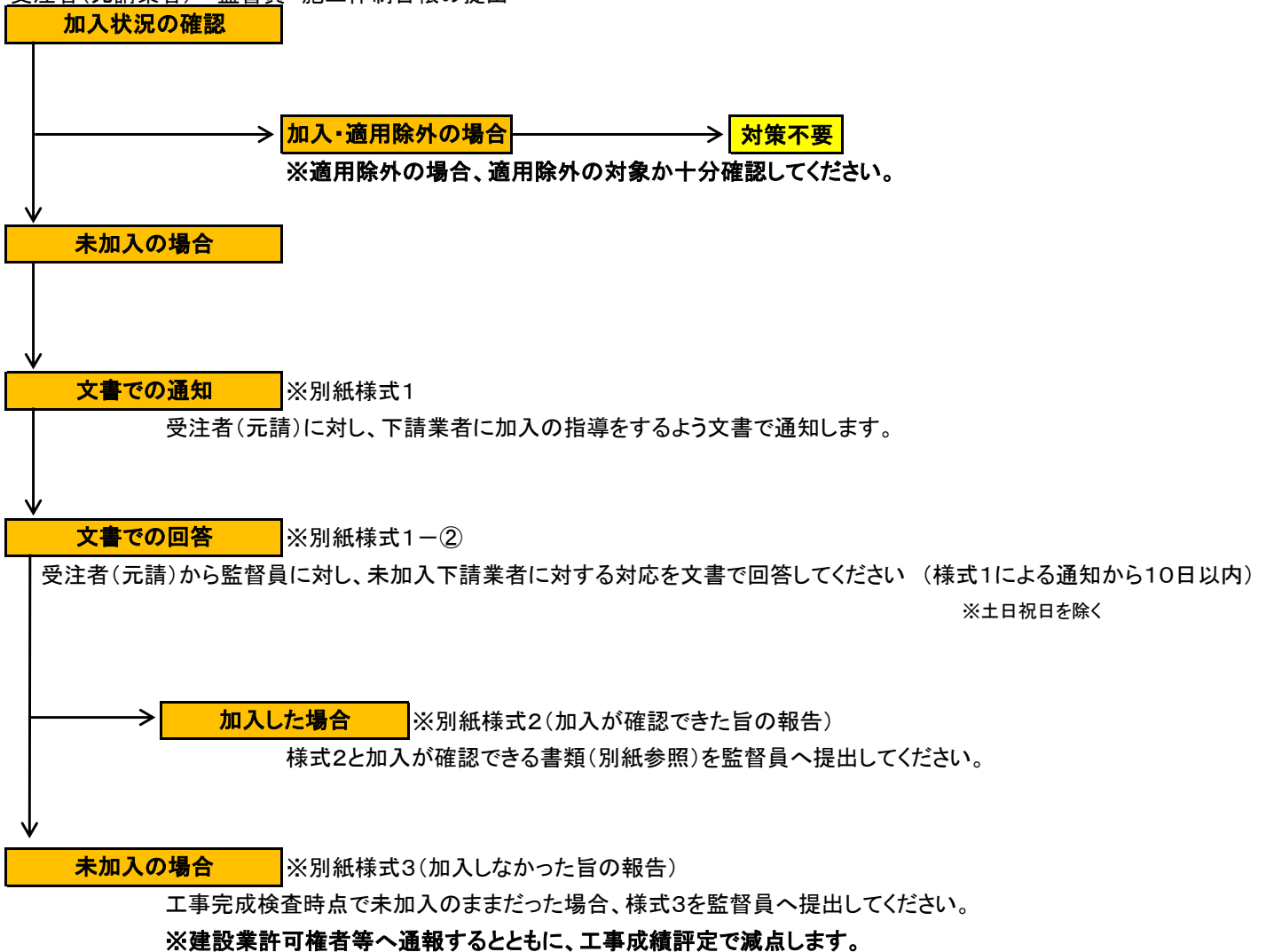
見積工事を含む全ての下請がある工事で、施工体制台帳の提出が必要です。

下請契約を締結した場合は、遅滞なく(下請通知書及び)施工体制台帳を提出してください。

※施工体制台帳は、1次下請だけでなく2次下請以下も記載の対象となります。(建設業の許可を受けていない者を含みます。)

※様式1による通知、通報、減点の対象は未加入下請業者が建設業の許可業者(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二条第三項に定める建設業者)の場合です。

受注者(元請業者)→監督員 施工体制台帳の提出



別紙

社会保険等の適用除外条件について

詳しくは当該保険を所管する各年金事務所等へお問い合わせください。

※適用事業所に関する問合せ先

- ・雇用保険
松山公共職業安定所
- ・健康保険、厚生年金保険
松山東年金事務所
松山西年金事務所

※届出の義務の履行が確認できる書類(様式2提出時には確認書類を添付してください。)

(1)健康保険又は厚生年金保険について

- ・領収証書
- ・社会保険料納入証明(申請)書
- ・資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(2)雇用保険について

- ・領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
- ・雇用保険被保険者資格取得通知書(事業主通知用)
- ・雇用保険適用事業所設置届事業主控